



行田市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を実施した
ので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年2月27日

行田市監査委員 木村 忠之

行田市監査委員 梁瀬 里司

定期監査報告書

(第2回)

監査委員事務局

目 次

第1	監査の対象及び執行日	1
第2	監査の方針	1
第3	監査の方法	2
第4	監査の結果	2
1	企画政策課	2
2	秘書課	3
3	広報広聴課	4
4	財産管理課	4
5	情報政策課	5
6	総務課	6
7	人事課	7
8	税務課	8
9	人権推進課	9
10	契約検査課	10
11	市民課	11
12	地域活動推進課	12
13	危機管理課	12
14	交通対策課（交通災害共済事業費特別会計を含む。）	13
15	南河原支所	14
16	男女共同参画推進センター	15
17	福祉課	15

1 8	子ども未来課	1 7
1 9	長野保育園	1 8
2 0	持田保育園	1 8
2 1	南河原保育園	1 9
2 2	高齢者福祉課（介護保険事業費特別会計を含む。）	2 0
2 3	地域共生社会推進室	2 1
2 4	保険年金課（国民健康保険事業費特別会計及び後期高齢者医療事業費特別会計を含む。）	2 2
2 5	健康づくり課	2 3
2 6	会計課	2 4
2 7	教育総務課	2 4
2 8	教育指導課	2 6
2 9	生涯学習スポーツ課	2 7
3 0	文化財保護課	2 7
3 1	郷土博物館	2 8
3 2	選挙管理委員会	2 9

行田市監査基準（令和2年監査委員告示第4号）第4章に規定する報告

第1 監査の対象及び執行日

対象所属名		監査執行日	対象所属名		監査執行日
総合政策部	企画政策課	令和5年 8月18日	健康福祉部	福祉課	令和5年12月15日
	秘書課	令和5年 8月18日		子ども未来課	令和5年11月 8日
	広報広聴課	令和5年 8月18日		長野保育園	令和5年11月 8日
	財産管理課	令和5年 8月18日		持田保育園	令和5年11月 8日
	情報政策課	令和5年 8月18日		南河原保育園	令和5年11月 8日
総務部	総務課	令和5年10月16日	福祉部	高齢者福祉課	令和5年11月 8日
	人事課	令和5年10月23日		地域共生社会推進室	令和5年12月15日
	税務課	令和5年10月23日		保険年金課	令和5年12月15日
	人権推進課	令和5年10月23日		健康づくり課	令和5年12月15日
	契約検査課	令和5年10月23日	会計課	令和5年 8月22日	
市民生活部	市民課	令和5年 9月15日	学校教育部	教育総務課	令和5年10月16日
	地域活動推進課	令和5年 9月15日		教育指導課	令和5年10月16日
	危機管理課	令和5年 9月15日	生涯学習部	生涯学習スポーツ課	令和5年 9月29日
	交通対策課	令和5年 9月15日		文化財保護課	令和5年 9月29日
	南河原支所	令和5年 9月15日		郷土博物館	令和5年 9月29日
	男女共同参画推進センター	令和5年 9月15日	選挙管理委員会	令和5年10月16日	

第2 監査の方針

監査の執行に当たっては、財務に関する事務の執行、その経営に係る事業の管理が地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の趣旨にのっとり、公正

で合理的かつ効率的に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているかに留意して監査を実施した。

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、これらを審査し、検討するとともに、各所属長等の説明を聴取し、それらを基に質疑を行い、関係諸帳簿の内容審査及び備品類の照合等を実施した。

第4 監査の結果

本監査は、令和5年度分について行ったものであり、年度途中であるため各所属とも予算の執行は低率であったが、監査時点における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていることが認められた。また、数課において、市が補助金を交付している団体の経理事務を行っているが、これらについても審査した結果、適正であることが認められた。

なお、軽微な事項については、監査の過程及び監査結果の講評の際、関係者に指摘したので記述は省略した。

対象所属の監査結果の概要は、次のとおりである。

1 企画政策課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

該当なし

(7) 子育て世帯定住促進奨励金返還金（滞納繰越分）について

関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

2 秘書課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 褒賞費の事務処理について

申請書等関係書類を照合したところ、適正に事務処理されている。

(6) 前渡金の精算事務について

支出伝票、精算戻入書及び資金前渡出納簿（前渡金支払証書）を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。

3 広報広聴課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

4 財産管理課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分について、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照

合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 管理財産の取得及び処分に係る事務について

関係書類を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 行政財産使用許可の事務について

使用許可申請書、使用許可書等を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。

(8) 普通財産の貸付及び徴収事務について

貸付申込書、契約書等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 庁用自動車に係る自動車保険の加入事務について

保険の加入申込及び解約等の事務処理について、関係書類を審査したところ、全車両が全国市有物件災害共済会の自動車損害共済及び民間保険会社の損害賠償保険に加入しており、適正に事務処理されている。

(10) 基金の管理状況について

基金台帳、収入調定票等を突合し、審査したところ、基金毎に台帳が作成され、基金の積立て又は取崩しの金額が時系列に記入され、適正に事務処理されている。

5 情報政策課

(1) 収入及び調定について

該当なし

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

6 総務課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 郵便切手の受払状況について

郵便切手等出納簿の記入計数について精査し、残高を現物と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(5) 備品・図書購入と保管状況について

昨年度監査後購入分の図書について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、過年度抽出分の備品について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(6) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

7 人事課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている

(6) 職員の健康管理について

時間外勤務が1月当たり45時間を超える職員について、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」及び「行田市職員の時間外勤務等取扱要綱」に基づき、人事課長が時間外勤務を認めた関係書類を確認したところ、規定どおりに実施されている。

(7) 職員研修の実施について

関係資料を突合したところ、適正に事務処理されている。

(8) 職員の安全衛生管理について

職員定期健康診断が計画的に実施され、産業医による健康相談が定期的に実施されるなど、市職員安全衛生管理規程に基づき、適正な管理がなされている。

(9) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管

理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

8 税務課

(1) 収入及び調定について

市税について、現年課税分は、収入調定票を検算し、市税等収入月報及び関係資料の額と照合したところ合致し、滞納繰越分及び延滞金は、収入調定票を検算し、令和4年度決算書の収入未済額、市税等収入月報の額等と照合したところ合致している。また、手数料等について、収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、いずれも適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、会計課配布分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則に基づき、おおむね適正に事務処理されている。

9 人権推進課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市内出張について、市内出張命令簿に基づき、適正に事務処理されている。また、市外出張について、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品・図書の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分の備品及び図書について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、会計課配布分及び過年度抽出分の備品並びに昨年度監査後購入分の図書について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市同和対策運動団体補助金交付要綱及び行田市補助金等交付規則に基づき、適正に事務処理されている。

(7) 同和対策住宅建設資金貸付金の回収状況について

住宅建設資金貸付台帳、収入調定票及び収納済通知書を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。

10 契約検査課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 物品の受払いについて

共通需用費について、物品受払簿と現物とを照合したところ合致し、適正に事務処理されている。また、受払いについて、物品請求書兼受領書と関係資料を突合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(5) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(6) 物品購入の契約事務について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 石油製品等単価契約について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(8) 工事検査の状況について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 随意契約の執行状況について

同課で扱った契約金額100万円以上の随意契約は、該当がない。

(10) 一般競争入札及び指名競争入札の執行状況について

関係書類を審査したところ、法令の規定趣旨等を踏まえ、適正に事務処理されている。

(11) 不用品の処分及び物品の譲与又は譲渡について

物品の不用の決定、廃棄及び売払いについて、不用物品決裁書、収入調定票及び収入済通知書を審査したところ、行田市物品会計規則等の規定に基づき、適正に事務処理されている。

1.1 市民課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 臨時運行受付許可貸与簿について

許可証及び番号標の貸出及び返納状況について、貸与簿の内容を審査したところ、おおむね適正に事務処理されている。

(7) 出産祝品の受払いについて

出産祝品受払簿と関係資料を照合したところ、適正に事務処理されている。

(8) 斎場使用料の徴収事務について

斎場利用許可申請書を抽出し、関係書類と突合し、審査したところ、適正に

事務処理されている。

1 2 地域活動推進課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分の備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則等に基づき、適正に事務処理されている。

(7) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

1 3 危機管理課

(1) 収入及び調定について

該当なし

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市自主防災組織補助金交付要綱に基づき、適正に事務処理されている。

1 4 交通対策課（交通災害共済事業費特別会計を含む。）

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則等に基づき、適正に事務処理されている。

(7) 工事請負費について

関係書類を審査したところ、おおむね適正に施工されている。

(8) 交通災害共済見舞金の事務について

関係書類を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

(10) 基金の管理状況について

関係書類を審査したところ、台帳が作成され、積立て等に際し、その金額が記入され、適正に事務処理されている。

1.5 南河原支所

(1) 収入及び調定について

収入調定票、収納済通知書、領収書及び収納金払込書兼報告書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に

使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

1 6 男女共同参画推進センター

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 施設使用料の無料及び全額免除の手続について

関係資料を審査したところ、行田市男女共同参画推進センター条例等に基づき、適正に事務処理されている。

1 7 福祉課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致

し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品・図書購入と保管状況について

本年度購入分の図書について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、過年度抽出分の備品及び本年度購入分の図書について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則等に基づき、おおむね適正に事務処理されている。

(7) 指定管理者の業務実施確認状況について

指定管理者である社会福祉法人行田市社会福祉協議会が管理している総合福祉会館における業務実施の確認状況を審査したところ、毎月報告書等の提出を受け、適正に確認している。

(8) 前渡金（生活保護費）の精算事務について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 債権管理（滞納繰越分）について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(10) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続並びに預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

1 8 子ども未来課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票と会計課支払一覧を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ、過年度抽出分2点については廃棄手続中であり、他は適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則に基づき、おおむね適正に事務処理されている。

(7) 保育所及び学童保育室の入所決定事務及び保育料等の徴収事務について

入所決定に関する書類並びに収入調定票、収納済通知書及び子ども・子育て支援電子システム内の収納状況を審査したところ、適正に事務処理されている。

(8) 前渡金（児童手当）の精算事務について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 債権管理（滞納繰越分）について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

19 長野保育園

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、本年度購入分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 保育所主食費及び副食費の取扱状況について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

20 持田保育園

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 保育所主食費及び副食費の取扱状況について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

2 1 南河原保育園

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ、過年度抽出分1点については廃棄手続中であり、他は適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

- (6) 保育所主食費及び副食費の取扱状況について
関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

2.2 高齢者福祉課（介護保険事業費特別会計を含む。）

(1) 収入及び調定について

一般会計について、収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

介護保険事業費特別会計について、第1号被保険者保険料の現年度分については、調定票を検算し、介護保険料等収入月報及び関係書類の額と照合したところ合致している。また、第1号被保険者保険料以外については、調定票、収納済通知書の額を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票と会計課支払一覧の額を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、

行田市補助金等交付規則等に基づき、適正に事務処理されている。

(7) 指定管理者の業務実施確認状況について

指定管理者である社会福祉法人行田市社会福祉協議会が管理している老人福祉センター大堰永寿荘及び南河原荘における業務実施の確認状況を審査したところ、施設ごとに毎月実績表等の提出を受け、適正に確認している。

(8) 敬老祝金の支給事務について

敬老祝金の伺い書、支出内訳書及び支出伝票を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続並びに預金通帳、金融機関届出印の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

(10) 基金の管理状況について

関係書類を審査したところ、積立て等の都度、金額が記入され、現在高が把握されており、適正に事務処理されている。

2 3 地域共生社会推進室

(1) 収入及び調定について

該当なし

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおり実施されている。

2 4 保険年金課（国民健康保険事業費特別会計及び後期高齢者医療事業費特別会計を含む。）

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 補助金等交付事務について

該当なし

(7) 療養給付費等負担金の算出事務について

保険者別返還金額一覧表及び返還金内訳書を審査し、国民健康保険法第65条第3項に規定する返還金及び加算金について確認したところ、適正に事務処理されている。

(8) 重度心身障害者医療費の支給事務について

支出伝票、伺書等、支給申請書及び払込口座一覧を突合し、審査したところ、

適正に事務処理されている。

(9) 出産育児一時金及び葬祭費の支給事務について

支給申請書、伺書等及び支出伝票を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。

(10) 基金の管理状況について

関係書類を審査したところ、台帳が作成され、積立て等の都度その金額が記入され、適正に事務処理されている。

(11) 債権管理（滞納繰越分）について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

2 5 健康づくり課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、おおむね適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則等に基づき、適正に事務処理されている。

(7) 任意団体の経理事務等について

預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

2 6 会計課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適切に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

2 7 教育総務課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ、おおむね適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている（各学校に送付済の昨年度監査後購入分を除く。）。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則等に基づき、適正に事務処理されている。

(7) 就学援助費の支給事務について

関係書類、支出伝票等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(8) 入学準備金の貸付及び徴収事務について

貸付申請書、家庭調書・調査書、貸付決定伺・決定書、借用書、貸付台帳及び支出伝票を審査したところ、行田市入学準備金貸付条例及び同条例施行規則に基づき、適正に事務処理されている。

(9) 奨学資金給与事務について

奨学生願書・調書、在学証明書、住民票・所得証明書、決定伺・決定通知書を審査したところ、行田市奨学資金給与条例及び同条例施行規則に基づき、奨学生選考委員会が開催され、適正に事務処理されている。

(10) 前渡金の精算事務について

支出伝票、精算書及び資金前渡出納簿を突合し、審査したところ、適正に事務処理されている。

- (11) 要保護及び準要保護児童・生徒の学用品費等補助金（林間学校費）及び医療費の補助金交付事務について
該当なし

2 8 教育指導課

- (1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

- (2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

- (3) 旅費について

該当なし

- (4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

- (5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

- (6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則に基づき、適正に事務処理されている。

- (7) 教職員の健康診断等について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

- (8) 児童生徒の健康診断等について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

29 生涯学習スポーツ課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則等に基づき、適正に事務処理されている。

(7) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

30 文化財保護課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致

し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則等に基づき、適正に事務処理されている。

3 1 郷土博物館

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品・図書購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分の図書について、購入伺いがなされ、

適正に事務処理されている。また、過年度抽出分の備品並びに昨年度監査後購入分及び本年度購入分の図書について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び履行確認について、関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 入館料及び施設使用料の免除について

入館料及び施設使用料免除申請書を審査したところ、行田市郷土博物館条例及び同管理規則に基づき、適正に事務処理されている。

3 2 選挙管理委員会

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分について、備品台帳と現物とを照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。



行田市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、行田市
長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年2月27日

行田市監査委員 木村 忠之

行田市監査委員 梁瀬 里司

○監査の結果「おおむね適正」とした事項

対象機関	監査結果の 公表年月日	監査の結果	講じた措置
市民課	令和6年2月27日	<p>【臨時運行受付許可貸与簿について】 自動車の臨時運行の許可は、行田市臨時運行許可業務規程第2条に規定する許可基準に適合すると認められるものについて行われ、この内同条第8号では「当該自動車に対する自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下「保険証明書」という。）の提示があること。この場合、国及び都道府県の申請であっても必要であり、保険期間が有効期間の満了する日までの期間の全部を充足するものであること。」と規定しているが、保険期間が有効期間の満了する日までの期間の全部を充足しない許可が確認された。今後は同規程を順守のうえ適切に事務を進めるとともに、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>職員（会計年度任用職員を含む。）に対し、自動車の臨時運行の許可期間が自動車損害賠償責任保険の有効期間の満了する日までの期間の全部を充足することを確認するよう注意喚起したほか、受付時に職員が窓口において確認することができるよう、自動車臨時運行許可申請書の記載例を掲出した。</p>
交通対策課	令和6年2月27日	<p>【工事請負費について】 道路反射鏡設置工事（単価契約）に基づき発注した「西新町地内外」の案件について、締結していた契約単価と異なる金額で工事を発注していたことが確認された。同工事は、既に完成し、支払いもなされている。本事案により発生した差額について適切に対応するとともに、今後は、発注及び支払いに際し、一層、慎重を期すようお願いする。併せて再発防止策を講じられたい。</p>	<p>請負業者と協議を行い、差額分の支出伝票を起票した。 現在は、工事発注伺い時に契約単価表を添付し、複数職員が確認できるよう体制を改めた。</p>
福祉課	令和6年2月27日	<p>【補助金等交付事務について】</p>	<p>今後は、当該補助金関係事</p>

		<p>令和4年度「行田市身体障害者福祉会補助金」において、行田市補助金等交付規則第14条に規定する実績報告書及び第17条第2項に規定する交付請求書の提出並びに第15条に規定する確定通知書及び第19条第2項に規定する返還請求書の作成がなされていない。今後は、関係規程を遵守し、適正な運用に努められるとともに、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>務において、複数職員での確認等を行いながら、関係規程を遵守し、適正な処理を実施していけるよう取り組む。</p>
子ども未来課	令和6年2月27日	<p>【補助金等交付事務について】</p> <p>令和4年度「子育て世帯配食支援事業補助金」において、廃止済の「行田市親子の食サポート事業補助金交付要綱」を根拠に補助金を交付している。交付要綱は、補助金の目的、対象者、対象経費、額を規定するなど補助金交付の公平性・適正性を担保するものである。今後は、事業実施に当たり関係規程の整備をお願いしたい。併せて、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>今後は、補助事業の実施に当たり、関係規程を整備し、厳正な補助金交付事務を行う。</p> <p>再発防止策としては、補助事業の実施に当たる決裁過程において、複数職員によるチェックの徹底を図る。</p>